スポーツでつながる
人と地域の未来へ

NPO法人と一般社団法人の違い

広島から
スポーツと地域の
未来をつくる

それぞれの特徴を比較して、
最適な法人形態を選びましょう。



1 NPO法人と一般社団法人の概要

NPO法人（特定非営利活動法人）

社会的な課題の解決を目的として、営利を目的とせず
継続的に公益的な活動を行う法人です。

目的	社会的・公益的な活動の実施
活動内容	NPO法で定められた20分野の活動
設立根拠	特定非営利活動促進法（NPO法）
所轄庁	主たる事務所の所在地の都道府県または政令市 （広島市内のみの場合は広島市）
設立手続	所轄庁の認証が必要
主な特徴	● 社会的信用が高い　● 寄付を受けやすい ● 行政との協働がしやすい

一般社団法人

一定の目的のために社員が集まり設立する法人で、
営利・非営利のいずれの活動も行うことができます。

目的	様々な目的で設立可能
活動内容	制限なし（営利・非営利とも可能）
設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 （一般社団法人法）
所轄庁	法務局（登記）
設立手続	定款の認証後、設立登記
主な特徴	● 設立手続が比較的シンプル ● 活動の自由度が高い ● 収益事業も実施できる



2 主な違いの比較

項目	NPO法人	一般社団法人
活動目的	社会的・公益的な活動（20分野）	制限なし
設立手続	所轄庁の認証が必要	定款の認証＋設立登記
所轄庁	都道府県または政令市 （広島市内のみの場合は広島市）	法務局（登記）
設立費用	比較的低額	定款認証手数料（約5万円）が必要
運営の自由度	活動内容に制限あり	制限なし
社会的信用	高い	一般的
収益事業	可能（ただし目的は非営利）	可能
寄付の受けやすさ	受けやすい	団体の活動内容による
行政との連携	しやすい	団体の活動内容による

選択のポイント

- ☑ 社会貢献活動を中心に行うなら NPO法人
- ☑ 柔軟な活動や収益事業も検討するなら一般社団法人
- ☑ 将来の事業展開や組織規模も考慮して検討しましょう



3 広島県・広島市の特徴

NPO法人の所轄庁

- 広島市内のみに事務所を置く場合
 →広島市が所轄庁
- 広島市外に事務所を置く場合
 →広島県が所轄庁
- 申請書類の様式や手続きの詳細は
 広島市または広島県のホームページで確認できます。



一般社団法人の管轄

- 全国共通で法務局に設立登記を行います。
- 定款の認証は、公証役場で行います。
- 広島市内にも公証役場があります



タケシマ行政書士事務所
地域のスポーツ・文化・まちづくりを、法務手続きでサポートします。
070-8499-2392　take@goodjob-take.com
https://take-legal.com　〒730-0847 広島市中区舟入南3丁目1-2　メーソン舟入201